

様式第 14 に関するよくあるお問い合わせ

- Q. 入力フォームに入力する手順を教えてください。
- A. 入力項目を予めご確認いただき、必要な内容を準備のうえ、以下の手順で進めてください。
1. 入力フォームへ入力
 2. 「確認」をクリックし、入力内容を確認/修正
 3. 「送信する」をクリック
 4. 送信完了の案内を確認
 5. 入力フォームへ入力したメールアドレスに自動返信メールが着信
- Q. 「送信する」をクリックしたけど、自動返信メールが届きません。
- A. 自動返信メールが届かない場合の原因は、主に以下の 3 つです。
1. 入力したメールアドレスが誤っている
→入力フォームより再度、入力・送信をお願いいたします
 2. 迷惑メールフォルダに分類されている
→入力したメールアドレスの迷惑メールフォルダをご確認ください
 3. 「送信」をクリックした後、インターネットの接続エラー等により送信が完了できていない
→入力フォームより再度、入力・送信をお願いいたします
- Q. 入力した内容は一時保存できますか。
- A. 入力した内容の一時保存はできません。
事前に、全項目をご確認いただき、入力内容を用意したうえでご入力ください
- Q. 「申請者番号」とはどこに記載されていますか。
- A. ご案内メール冒頭の事業者のお名前の後の()内に記載されている数字です。
※商工会議所地区の事業者様:6 桁、商工会地区の事業者様:10 桁
- Q. 「交付決定日」はどこに記載されていますか。
- A. 補助金交付決定通知書(様式第 2)、実績報告書(様式第 8)に記載されています。
- Q. 「補助事業終了日」はどこに記載されていますか。
- A. 実績報告書(様式第 8)の”2.事業期間”の「終了」に記載されています。
- Q. 「事業効果等状況報告期間開始日」とはいつですか。
- A. 「補助事業終了日」の翌月 1 日となります。
※例:補助事業終了日が 2021 年 1 月 10 日の場合、事業効果等状況報告期間開始日は

2021年2月1日となります。

Q. 「補助事業者名」と「補助事業名」はどこに記載されていますか。

A. 実績報告書(様式第8)の”3.実施した「補助事業の概要」”の「事業者名」、「事業名」がそれに該当します。また、HP上(<https://www.jizokukahojokin.info/index.html>)にも採択事業者一覧表を掲載しており、そちらからもご確認いただけます。

Q. 「補助事業がもたらした効果」のA、B、C、Dに入力する数値は、補助事業のみの数値ですか。

A. 補助事業のみではなく、会社全体の数値を算出してください。

Q. 「補助事業がもたらした効果等」の「申請前」の算出期間はいつですか。

A. 本補助金に申請をした日(受付締切日)の前1年間の決算の期間を算出してください。

例えば、コロナ特別対応型第3回で採択された事業者の場合、その受付締切日は2020年(令和2年)8月7日であるため、以下の表を参照していただき、2020年(令和2年)7月以前の決算(1年間)の期間を算出してください。

決算期	コロナ特別対応型第3回採択事業者の補助事業がもたらした効果等の「申請前」の期間
1月	2019/2～2020/1
2月	2019/3～2020/2
3月	2019/4～2020/3
4月	2019/5～2020/4
5月	2019/6～2020/5
6月	2019/7～2020/6
7月	2019/8～2020/7
8月	2018/9～2019/8
9月	2018/10～2019/9
10月	2018/11～2019/10
11月	2018/12～2019/11
12月	2019/1～2019/12

※個人事業主の方は2019年1月～12月の期間を算出してください。

【ご参考】各回の受付締切日

第1回: 2020年(令和2年)5月15日

第2回: 2020年(令和2年)6月5日

- 第3回： 2020年(令和2年)8月7日
第4回： 2020年(令和2年)10月2日
第5回： 2020年(令和2年)12月10日

Q. 「補助事業がもたらした効果等」の「補助事業終了後」の算出期間はいつですか。

A. 「事業効果等状況報告期間開始日」より1年間となります。

※決算期と異なる場合には、別途月単位で算出して、合算してください。

Q. 「売上高」の算出方法を教えてください。

A. 売上高とは、商品の販売又はサービスによって得られた収入のことです。

詳細な算出方法は事業者ごとに異なるため、専門家(税理士や経理担当の方など)へご相談ください。

Q. 「売上総利益」の算出方法を教えてください。

A. 仮に、製造販売業の一部の事業者の例として、「売上高」から「売上原価」を差し引いたものが「売上総利益(粗利)」とされていますが、計算方式が複数あり、事業者毎によって異なるため、詳細な算出方法は、専門家(税理士や経理担当の方など)へご相談ください。

以上